

次の業務について、企画提案競技に係る手続開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和元年 8 月 9 日

静岡県知事 川 勝 平 太

## 1 業務概要

### (1) 業務名

インフルエンサーを起用したふじのくに茶の都ミュージアムPR業務委託

### (2) 業務内容

ふじのくに茶の都ミュージアムでは、公式ホームページのほか、SNSや各種イベントへの出展等により施設の情報発信を行っている。こうした広報活動に加えて、情報の訴求力が高いインフルエンサー（ブロガー、インスタグラマー、ユーチューバー等）をミュージアムに招致し、国内の10～30歳代の男女に魅力を発信することでミュージアムの認知度の向上、誘客促進を図ることを本業務の目的とする。

### (3) 委託価格の限度額

2,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。） 限度額を超えたものは失格とする。

## 2 契約期間

契約締結の日から令和2年2月29日（土）まで

## 3 応募資格

次の(1)から(6)の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 静岡県内に本社または支店等の営業の拠点を有する者であること。
- (2) 静岡県の一般業務委託に係る競争入札参加資格において、「広告代理」の営業種目について競争入札参加資格を有するものであること。
- (3) 企画提案参加申込書の提出期限の日から企画提案の時までの期間に、一般業務委託に係る入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立がなされている者（更正手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 次のアからキのいずれかにも該当しない者であること。
  - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
  - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
  - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
  - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力

団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

#### 4 選定基準等

提出された企画提案書の内容と説明に基づき、総合的に審査して決定する。

#### 5 手続等

##### (1) 担当部局

ふじのくに茶の都ミュージアム企画総務課

〒428-0034 島田市金谷富士見町3053番地の2

電話 0547-46-5588 FAX 0547-46-5007

E-mail chamuseum-kikaku@pref.shizuoka.lg.jp

##### (2) 企画提案募集要項の配布

###### ア 配布期間

令和元年8月9日（金）から令和元年9月9日（月）まで

###### イ 配布場所

上記(1)及び公式ホームページ上 (<https://tea-museum.jp/>)

##### (3) 説明会

説明会は開催しない。

##### (4) 提出書類等

ア 提出書類 企画提案書、会社概要、競争入札参加資格審査結果通知の写し

イ 提出期限 令和元年9月9日（月）正午まで 持参又は郵送（必着）

ウ 提出場所 上記(1)に同じ。

##### (5) 委託業者の決定方法

ア 企画提案者が多数の場合、提出された企画提案書、会社概要等に基づく書面審査により、企画提案説明に参加する者を選定し、選定された者には参加方法を通知する。

###### イ 企画提案説明

次の(ア)及び(イ)のとおり実施する。

(ア) 開催日時 令和元年9月17日（火）午後2時から

(イ) 会場 ふじのくに茶の都ミュージアム 多目的ホール

#### 6 その他

(1) 詳細は企画提案競技募集要項による。

(2) 企画提案及び契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 提案に伴う費用は、提案者の負担とする。

(4) 契約保証金 免除

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 提案の具体化にあたっては、提案者の企画案を変更することがある。